## 3. 海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査

# 3-1. 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況 等調査

日本におけるグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)(以下「グリーン購入法」という。)」のもとで基本方針が策定され、特定調達品目毎に定められた「判断の基準」に従いグリーン調達が行われることで実施されている。法律の制定から 20 年以上が経過し、国等の機関の調達実績や特定調達物品の国内販売量の増加など一定の成果が見られる一方、世界的な環境意識の高まりを受けて「判断の基準」に示されている環境基準の内容が年々高度化・複雑化し、特に中小地方公共団体など人員に余裕のない組織においては、グリーン購入実施率のもう一段の向上に向けた課題ともなっている。

そのような状況を打開するために、基本方針において活用が推奨されている環境ラベルを効果的に活用することができれば、適切な調達品目の選定・確認の易化、及び業務量の削減に貢献し、調達率を向上させる有効な手段となり得る。その具体的手段の一つとして、法律等に特定の環境ラベル等を指し示すことが挙げられるが、非差別で自由な貿易を妨げる非関税障壁として WTO の基本原則や政府調達協定(Government Procurement Agreement: GPA)に抵触するおそれもある。そこで、過去2カ年にわたり、合計 25 カ国・地域の GPP 所管省庁や環境ラベル運営機関の担当者に対して、インタビュー(オンライン会議または電子メール)を実施し、GPP における環境ラベルの活用について世界の実態を調査してきた。調査の結果、GPP において環境ラベルを指し示すことが、WTO 政府調達協定に抵触するとの見解をもつ専門家は一人もいなかった。また、WTO 紛争に精通した日本国内の有識者に対しても意見を伺い、実態的に差別的で不必要に貿易制限となる運用でなければ、WTO 政府調達協定上の問題はないと考えられるとの見解が得られた。この調査結果を踏まえ、令和3年度のグリーン購入法の基本方針の一部の品目に、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が選択肢として判断の基準に併記され、調達実務の負担軽減が期待されている。

本年度の調査では、世界の環境意識の高まりを背景に環境ラベルや GPP を取り巻く急激な状況変化に対応するため、前々年度(令和2年度)に調査した国々から、制度等に大きな変化が見られた3カ国に焦点をあて、追加調査としてその動向についてヒアリングを行った。また、国際動向を素早くかつ正しく把握し、国際整合性の観点から日本の GPP 制度への反映可能性や有効性を判断するための情報収集も目的の一つとした。

## 3-1-1 諸外国における環境ラベルを使用したグリーン購入の運用実態及び WTO 政府調達協定との関係に関する調査

本年度の調査では、環境ラベルを使用した GPP を実施し、前々年度(令和2年度)に調査を行った国の中から、当時と比べ制度等に大きな変更があった3カ国・地域(台湾、韓国、EU)について、追加調査を行った。本調査は、該当国の担当者(行政側制度政策担当者、環境ラベル事業担当者及び調達担当者)にインタビューを打診し、オンライン会議または電子メールによる回答を依頼した。この調査をより効率的に実施するために、予め、当該国についてインターネット及び報告書(公表資料)等を基に GPP 関連法規の基礎調査を行った。その結果をもとに国毎に質問項目を作成、事前に相手側に送付、インタビューに臨んだ。インタビュー対象国及び相手側担当者を表3・1・1.に示す。

なお、本調査の基礎的な情報となる WTO 政府調達協定の詳細については、平成 28 年度の本業務の報告書「3-1-6 WTO と GPP、環境ラベルの関連について」にて調査実施済であるので参照されたい。公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要を図 3-1-1.に示す。

また、本調査にあたっては、調査対象国の GPP 法令において、条文上、環境ラベル等の取り扱いがどのように反映されているかを把握しなければならない。調査対象国の GPP 法令及び環境ラベル等を指し示している箇所の概要を表 3-1-2.に示す。

表 3-1-1. インタビュー対象国及び相手側担当者一覧

No.	国	属性	ヒアリング機関	EL 活用	備考
1	台湾©	EL	環境発展財団(EDF)	В	・実質、環境ラベル製品の調達が義務
					・2020年より海外環境ラベル認証製品の調達が、加点対象項目に追
					加
2	韓国⑥	EL	韓国環境産業技術院(KEITI)	В	・実質、環境ラベル製品の調達が義務
					・GPP 法あり(日本のグリーン購入法に相当)
					・2020 年の GPP 法の改定により、対象環境ラベルとして「低炭素
					認証ラベル」が新たに追加
3	欧州連合®	EL	欧州委員会(European Commission)	A	・GPP 基準を制定、加盟国に活用を推奨
		行政			・EU エコラベルは原則、GPP 基準の上位互換
					・2022 年にサーキュラー・エコノミー・アクションプランに基づき、
					政策パッケージを公表し、一部品目における GPP 基準の必須要件
					化、及び欧州で使用できる環境ラベルは第三者機関もしくは公的
					機関からの認証を要件とすることを提案

(凡例)

EL: Eco Label(環境ラベル)運営機関、**G**: WTO 政府調達協定(GPA)受託国

A: 法令にて参照可能ラベルの条件を策定、B: 法令等にて環境ラベルを指定、C: 特定ラベルに言及も、それ以外を排除しない、old X: 活用なし

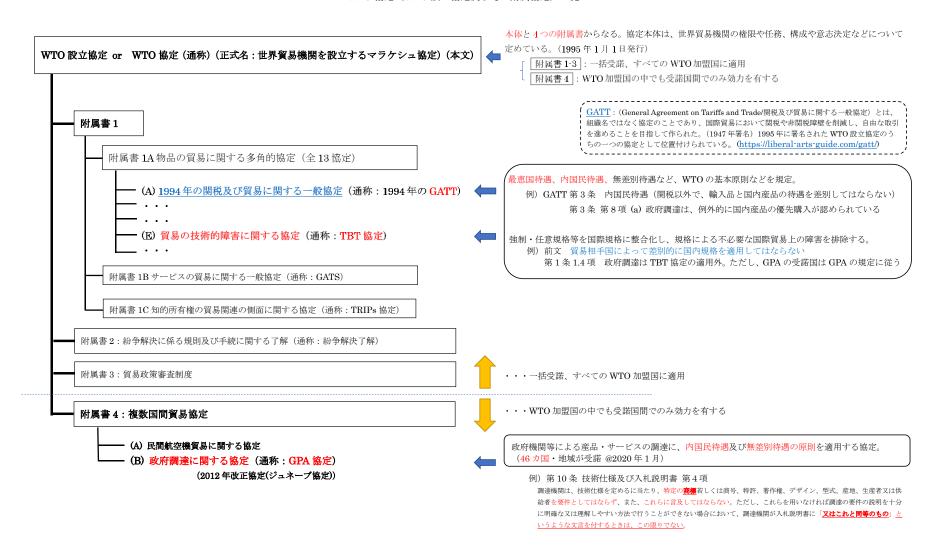


図3-1-1. 公共調達に係る WTO 政府調達協定の概要

表 3-1-2. 調査対象国の GPP 法令及び条文の概要

	国・地域	GPP を規定する法 令	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
1	台湾®	政府調達法(1998)	法律	環境保護署	義務	×		政府調達法
				(EPA)				第 96 条
		資源リサイクル法					Y	機関は、 <u>政府によって認証された環境保護ラベル</u> の使用を許可され、さらに同一または類似の機能
		(2002)					グリーンマーク	を有する <u>製品を優先することを入札書類で規定することができる</u> 。なお、その優先調達において <u>10%</u> を超えない価格優遇を許可する。また、製品あるいはその原材料が、再生材料、リターナブル製品、
		→再生材料を使用					(EDF)	低公害あるいは省エネの要件に適合する方法で製造、使用、及び廃棄される場合にも、このような
		した製品の一定率						優先順位が与えられる。
		以上の調達を要求						前項は、社会的便益を増加または社会的コストを削減し、同じまたは類似の機能を必要とする他の
		している(台湾グリ						製品に必要な変更を加えて適用するものとする。
		ーンマークは基準					第 2 類グリーン	
		を満たすものとみ					): (PD P)	前2項で言及されている製品分類と適用範囲、及びその実施規則は、責任主体、行政院環境保護局、 及びその他の管轄主体が共同で定めるものとする。
		なされている)						CO COLO BRILITA MA CALVO GO C / So
								政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策
							省エネラベル	第3条
								政府調達法第96条の第1項で示されている政府が認証する環境保護ラベル(以下、エコラベルとい
							6	う)の使用が許可された製品とは、環境保護署によって公表された環境保護製品のうち、以下の要件 な滞れた制用でする。(N.T. 第1875日より)。)
							· 次 维 ·	を満たす製品である。(以下、第1類商品という): 1.行政院環境保護署(以下、環境保護署という)からエコラベルの使用が認められた製品。→台湾グリ
							即水グベル	ーンマークを指す
							* #	2.国と相互認証協定を締結している海外環境ラベルの使用が認められた製品。
								第4条
							Pop Buildi	政府調達法第 96 条の第 1 項で示されている製品またはその原材料が、再生材料、リターナブル製

国・地域	GPP を規定する法 令	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
	政府機関による環 境配慮型商品の優 先調達における施 策 →対象となる環境 ラベルを指し示し ている	規則				グリーン建材ラ ベル	品、低公害あるいは省エネの要件に適合する方法で製造、使用、及び廃棄される場合、環境保護署が公表する環境ラベル製品ではないものの、環境保護署が当該要件を満たすと認め、証明書を発行した製品をいう(以下、第2類商品という)。→台湾第2類グリーンマーク製品を指す第6条 政府調達法第96条の第2項で示されている社会的便益を与える製品、もしくは社会的コストを削減する製品とは、所管認定機関によって要件を満たす製品として認証され、証明書が発行された製品をいう(以下、第3類商品という)。→省エネラベル、節水ラベル、グリーン建材ラベル認定製品を指す
	環境配慮型商品の 購入促進法 (2005年) →日本の G 法と同様に GPP に特化した法律 ※2020年1月29日改正(同年7月30日施行)		環境部 韓 国 調 達 庁 (PPS)	義務	×	韓国環境ラベル (韓国環境産業技 術院:KEITI) Good Recycled グッドリサイク ルマーク(資源循 環産業振興協会)	環境配慮型商品の購入促進法(2005年)

国・地域	GPP を規定する法 令	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
						ル(KEITI)	中で、環境部長官が定めて告示する基準に基づいて「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」 第 2 条第 5 項に伴う温室効果ガスの排出量を減らした製品 →低炭素認証ラベルを指す  環境技術及び環境産業支援法(2011年) 17 条(環境ラベルの認証)

国・地域	GPP を規定する法 令	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							2. 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」2. 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第 33 条及び「産業技術革新促進法」第 15 条に基 第 33 条及び「産業技術革新促進法」第 15 条に基 づいて、産業通商資源部長官が定めて告示するリサイクル製品の品質認証対象品目としての認証を受けた商品や認証基準に適合した商品 →グッドリサイクル型品の品質認証対象品目としての認証を受けた商品や認証基準に適合した商品 →グッドリサイクル促進に関する法律 (2002 年) 第 33 条(リサイクル収進に関する法律 (2002 年) 第 33 条(リサイクル収進に関する法律 (2002 年) 第 33 条(リサイクル収進に関する法律 (2006 年) 第 15 条・2(新技術認証及び新技術適用製品 確認) 1. 産業通商資源部長官は、国内で最初に開発された技術又は既存技術を革新的に改善・改良した優れた技術を新技術で認証することができる。  3. その他のグリーン製品として、環境部長官が関係省庁長官と協議して告示する対象品目別の判断基準に適合した商品

国・地	GPP を規定する法 <sub>令</sub>	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
EU (G)	公 共 調 達 指 令 (2014/24/EU)	指令	欧州委員会 (EC)	推奨		EU エコラベル (EC) 他タイプ I 環境 ラベルなど EC 発 行ハンドブック などで推奨	公共調達指令(2014/24/EU)(2014 年) 第 43 条 ラベル 1. 契約当局が特定の環境的、社会的またはその他の特性を備えた公共工事、物品、または役務を調達する場合、技術仕様、授与基準または契約の履行条件における、証明手段として具体的なラベルを要求してもよい。ただし、そのラベルは以下の要件をすべて満たすこと。 (a) 環境ラベルの要求事項は、対象契約に関連し、かつ対象契約の公共工事、物品、役務の定義が適切であること。 (b) 環境ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。 (c) 環境ラベルの要求事項は、客観的に検証可能で、かつ非差別的な基準に基づいていること。 (d) 環境ラベルは、政府機関や消費者、社会団体、事業者、非政府団体など関連する全てのステークホルダーが参加可能で開かれたかつ透明性のある制度であること。 (d) 環境ラベルは、すべての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。 (e) 環境ラベルは、すべての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。 (e) 環境ラベルに関するすべての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていること。 (e) 環境ラベルに関するすべての関連当事者に対してアクセスの容易性が保たれていると。 (e) 環境ラベルを要求事項は、環境ラベルを申請する事業者による直接的な影響を受けない第三者機関により定められること。 契約当局が、ラベルに関するすべての要求事項を満たす公共工事、物品、役務が関連するラベルの要求事項を満たすことを証明するすべてのラベルを受領しなければならない。  本公正取引性行指令(UCPD)(2005/29/EC)及び消費者権利指令(2011/83/EU)改正案の提案(2022 年)  説明覚書  1.提案の理由と目的  ・認証制度に基づいていない、もしくは公的機関ではない機関が管理する持続可能性ラベルを表示することを禁止する。 ・製品または事業者の優れた環境性能が、規則(EC) 66/2010(EU エコラベル)、加盟国で公式に認められた環境ラベル制度、または主張に関連するその他の適用可能な EU 法に従って実証できない場合、消費者向けマーケティングに使用される一般的な環境主張を禁止する。 ・実際には製品の特定の側面にしか関係しないにも関わらず、製品全体に関する環境主張をする

国・地域	GPP を規定する法 令	法令種類	所管官庁	法的拘束 力(中央 省庁等)	GPP 基準	活用環境ラベル	法令等で環境ラベルを指し示している箇所
							ことを禁止する。
							第1条
							指令 2005/29/EC の改正点
							指令 2005/29/EC は、以下のように改正される。
							(1)第2条において、次の(o)から(y)を追加する。
							(r) 「持続可能性ラベル」とは、公的又は私的な任意の信頼マーク、品質マーク又は同等のもので、
							製品、工程又は事業を、その環境的又は社会的側面又はその両方に関連して区別し、促進するこ
							とを目的とするものをいう。ただし、EU 法または国内法に従って要求される強制的なラベルは
							対象外とする。
							(s) <b>「認証制度」とは、透明、公正かつ非差別的な条件の</b> 下で、制度の要求事項を遵守する意思と
							能力のあるすべての取引者に開放され、製品が特定の要求事項を遵守していることを証明し、遵
							守の監視が国際、連合又は国の基準及び手順に基づき、制度所有者と取引者の両方から独立した
							当事者によって行われる <b>第三者検証制度を指す。</b>
							(u) <u>「公<b>認の優れた環境性能」とは</b>、</u> 欧州議会及び理事会規則 (EC) 66/2010*に準拠した環境性
							能、規則(EC)66/2010 の第 11 条に従って公式に認められた国又は地域の <b>EN ISO 14024 タイ</b>
							プ I 環境ラベル制度、又はその他の適用可能な連合法に従った最高の環境性能を指す。
							(4)附属書 I は、本指令の附属書に従って修正する。
							付属書
							指令 2005/29/EC の附属書 I は、以下のように修正する。
							(1)以下の 2a を挿入する。
							2a. 認証制度に基づかない、または公的機関によって管理されていない持続可能性ラベルを表示す
							ること。
							(2)以下の 4a 及び 4b を挿入する。
							4a. 一般的な環境主張で、販売者がその主張に関連する認識された優れた環境パフォーマンスを実
							証できないもの。
							4b. 製品の特定の側面のみ関連しているにも関わらず、製品全体について環境主張を行うこと。

G:WTO 政府調達協定(GPA)受託国

### 1) 台湾

## 環境発展財団(EDF)

① ヒアリング概要

日 時:電子メール 会 場:電子メール

言 語:英語

回答者: (台湾) Mr. Chin-Yuan Chen, General Manager, Environment Development Foundation (EDF)

## ② ヒアリング結果

回答 海外 そのとおりである。特定調達品目は、台湾グリーンマー てい ク認証製品のみが調達の対象となる。 定調
てい ク認証製品のみが調達の対象となる。
定調
が、
きる
点調 台湾環境保護署(EPA)は、グリーン製品の適用範囲の拡
追加 大を目指しており、そのため海外のタイプ I 環境ラベル
認証製品が採用された。
海外 EPA によって定められた方針によって選定された。台
I加 湾グリーンマークが GEN 加盟ラベルであったことか
をは ら、GEN 加盟のタイプ I 環境ラベルが対象となった。
ネル また、台湾グリーンマークが FSC や PEFC、エネルギ
とな ースターの基準要件をよく参考にしていたことも、それ
らのらが採用された理由である。
達指
てい
0
加さ 可能性は低い。ただし、新しく GEN の正会員となった
タイプ I 環境ラベルは追加されるかもしれない。
海外 特にない
V'
か。
てい 調達者が認証書などの確認を行っている。

	るかどうかの確認方法は何 か。認証書などの提出を要求	
	しているのか。	
7	加点調達品目「No.159. 海外	可能性は非常に低い。
	環境ラベル」は、将来、特定	
	調達品目に格上げする可能性	
	はあるか。	

## 2) 韓国

## 韓国環境産業技術院(KEITI)

① ヒアリング概要

日 時:電子メール 会 場:電子メール

言語:英語

回答者: (韓国) Ms. Seohyun Kang, Senior Research Expert, Korea Environmental Industry and Institute (KEITI)

### ② ヒアリング結果

	質問	回答
1	2020年の「環境配慮型商品の	低炭素認証ラベルが GPP の参考ラベルとして追加され
	購入促進法」の改正で、「低炭	た理由は主に2つある。
	素認証ラベル」が GPP の対象	
	となったが、低炭素認証ラベ	第一に、法的根拠として、「グリーン製品」の定義は、
	ルを GPP の対象環境ラベルに	「エネルギーや資源の投入、温室効果ガスや汚染物質の
	選定した背景は何か。	発生を最小限に抑えた製品」となっている。従って、低
		炭素認証製品("Carbon Footprint Product, CFP")は、こ
		の法的定義に含まれるため追加された。
		第二に、EPD(環境製品宣言)または CFP の認証の拡大
		が推進されたことである。以前は、EPD や CFP の認
		証製品数は、韓国環境ラベル認証製品に比べ、非常に少
		なかった。また、公的機関の購入実績が年々増加してい
		るため、グリーン製品を多く調達する必要があり、認証
		製品の活性化(供給量増加)が必要と判断された。実際、
		韓国環境ラベル認証製品がグリーン製品として公的機関
		の購入対象となった 2006 年以降、認証件数が大幅に増

		加している。そこで、この事実が背景にあったのではな
		いかと推測される。
2	低炭素認証ラベルを選定した	同上
	理由は何か。	
3	その他の環境ラベル(海外の環	最終的な判断は韓国環境部が行うため、正確かつ正式な
	境ラベル含む)の追加の可能性	回答は難しい。この回答は、参考程度として捉えてほし
	はあるか。	۱۱۰ <sub>0</sub>
		私見ではあるが、韓国環境ラベルなどの環境配慮型製品
	海外環境ラベルを検討する場	以外にも、すでに政府が指定する技術革新製品などが
	合、以下の点は考慮される	GPP の対象となっているため、海外の環境ラベル製品
	カゝ。	を韓国 GPP の対象とみなすことは困難であると推測さ
	a) GEN メンバー	れる。
	b) GENICES	
	c) ISO17065	
	d) Others	
4	低炭素認証ラベルの追加や環	最終的な判断は韓国環境政策部が行うため、正確かつ正
	境ラベルの活用で参考にした	式な回答は難しい。この回答は、参考程度として捉えて
	国はあるか。	ほしい。
		海外の環境ラベルは、CFP などの環境ラベルを追加す
		る際に考慮されないようである。
5	調達製品が認証を取得してい	サプライヤーが証明書を提出することで確認が可能であ
	るかどうかの確認方法は何	る。例えば、韓国調達庁が運営するショッピングモール
	か。認証書などの提出を要求	のホームページがあり、グリーン製品であれば登録し、
	しているのか。	この過程で証明書を提出することになっているため、そ
		の時点で確認することができる。

### 3) EU

## European Commission (EC)

①ヒアリング概要

日 時:電子メール 会 場:電子メール

言 語:英語

回答者: (EU) Ms. Silvia Ferratini (collecting input from colleagues), Team leader, EU Ecolabel, Directorate General for the Environment, European Commission

#### ② ヒアリング結果

質問

海外の環境ラベルも EU 公共 調達指令の第43条の要件を満 たしていれば、活用は可能だ と思うが、以下の点は考慮さ れることはあるか。

- A) GEN メンバー
- b) GENICES
- c) ISO17065
- 4) Others(その他)

回答

EU 公共調達指令第 43 条に定める条件(ラベル要件:対 象契約との関連性を有し、客観的に検証可能かつ非差別 的な基準に基づき、すべての関係者が参加可能な公開か つ透明な手続において設定され、すべての利害関係者が アクセスでき、環境ラベルを申請する事業者による直接 的な影響を受けない第三者機関によって定められてい る)に該当する場合、いかなるラベルも、公共工事、役 務又は物品に要求される仕様に適合しているという証明 手段としても利用できる。

これらの条件の中には、一般的な事項(アクセス性、透 明性、独立性)もあれば、その入札に関する契約要件や 状況(対象契約との関連性)に依存するものもある。ISO 14024 のガイドライン則ったラベル(GEN メンバーな ど)は、原則としてこれらの条件を満たしているが、こ れは対象契約との関連性がないなどの特定の条件下でも 必ずしも使用可能であることを意味するものではない。

従って、ISO 14024 のガイドラインに則った環境ラベ ル/ラベル要件があっても、それが対象契約との関連性 がないような特定の状況では使用できない可能性があ る。

おそらくその逆で、特定の状況下において第43条に 100%適合しているものの、ISO14024のガイドライン に則っていない環境ラベルの扱いについては、一般論と して述べることは難しい。

GPP 基準の適用義務化、「持 続可能な循環型繊維製品戦 略」の主な施策でも「グリー ン公共調達と加盟国のインセ ンティブに関する拘束力のあ

「エコデザイン規則案」で

る要件」を目標に掲げている が、義務化に際して、WTOと I. 提案されている「持続可能な製品のためのエコデザ インに関する規則(ESPR)」の公共調達に関する必須 基準化の採用は、一般的な公共調達の法的枠組みに 定められた規則と原則に従ったものであり、当該製 品に関する公共調達手続きで用いられる基準は、関 連要件に準拠し、対象契約との関連性があり、かつ 客観的に検証可能で非差別的でなければならないこ とになる。

	の整合について見解を聞かせ	
	てほしい。	II. この戦略は、欧州委員会が「持続可能な製品のため
		のエコデザイン」規則を、製品カテゴリーとして繊
		維製品に適用する意向を表明したものである。同規
		則が施行され次第、その戦略に示された取組が開始
		する予定である。また、同戦略は、繊維製品への持
		続可能な製品のためのエコデザイン規制の導入に関
		連して、欧州委員会が GPP 基準の導入の可能性を検
		討することを発表している。
		ESPR の下で「公共調達の必須基準化」が設定される場
		合、それは他のエコデザイン要件と同様に環境持続性要
		件に関するものであり、ESPR の下でエコデザイン要件
		を定める委任法の一部となり、採択前に WTO 加盟国と
		協議(TBT 手続き)されるだろう。このことが WTO のル
		ールに対して特別な障害をもたらすと考える根拠はない
		と思われる。
3	「消費者のエンパワーメント	回答なし
	に関する指令案」において、	
	I. 消費者権利指令	
	(2011/83/EU)	
	II. 不公正取引慣行指令	
	(UCPD)(2005/29/EC)	
	の改正を予定し、	
	「第三者機関の検証システム	
	をベースとしておらず、公的	
	機関によって立ち上げられて	
	いない持続可能性ラベルの表	
	示を禁止する」	
	方針を掲げているが、WTO	
	TBT 協定との整合について見	
	解を聞かせてほしい。	
4	「第三者機関」の整理(定義)は	回答なし
	決めているか。また、何かを	
	引用しているか。	
	ı	

GPPへの環境ラベル活用における各国の考え方を表 3-1-3.にまとめた。

表 3-1-3. GPP への環境ラベル活用における各国の考え方(まとめ)

国	台湾	韓国	EU
ヒアリング先	台湾環境発展財団(EDF)*	韓国環境産業技術院(KEITI)*	European Commission (EC) *
WTO 加盟(GPA 受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)	加盟(受諾)
WTO 協定 (GATT)の考慮	<ul><li>・ラベル認証は国内産品と海外産品を同等に扱っている</li><li>・入札における価格優遇であり、ラベル製品以外も入札で排除されない</li></ul>	<ul><li>・ 中小企業振興のための政策として許容 範囲</li><li>・ 国外製品/海外環境ラベルも入札で排 除されない</li></ul>	・ 公共調達指令は GPA に準拠する必要があり、両者は多くの点で類似・一定の環境ラベルのみを要求せず、要件を満たす他の証明手段も認める
GPP での環境ラベル参照/推奨	<ul><li>グリーンマーク(タイプI、タイプ Ⅱ)、省エネラベル、節水ラベル、海外 環境ラベル他</li></ul>	・韓国環境ラベル(タイプ I)、グッドリ サイクルマーク、低炭素認証ラベル	・ EU エコラベル(タイプ I )、その他のタ イプ I 環境ラベル
環境ラベルの参 照方法	・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベル を指定	・ 実質的に、法律で具体的な環境ラベルを指定	・ 公共調達指令で参照可能な環境ラベル の要件を設定
参照する環境ラベルの選定理由	・主に政府機関運営のラベルを選定	・ 政策との連携、信頼性の高さから国が 管轄する環境ラベルを選定	<ul><li>参照可能な環境ラベル要件は ISO14024(タイプ I )を参考</li><li>タイプ I 準拠のスキームで認証されて いることを考慮</li></ul>
入札仕様書等へ の記載	・(政府調達法第 96 条の)グリーン製品の 入札時の優遇について記載	・環境ラベル製品の調達は前提条件や追加要件として扱われる	・技術仕様の定義、証明手段の一つとして記載
国外の環境ラベル参照	・ GEN 加盟タイプ I ラベル、FSC、 PEFC、エネルギースターラベル認証 製品等を追加調達品目として設定	・GPP 対象となる環境配慮型製品が十分 に供給されているため、海外の環境ラ ベル認証製品を対象にすることは困難	<ul><li>ラベル条項を満たすものであれば参照</li><li>可</li></ul>

<sup>\*</sup> タイプ I 環境ラベル運営機関

### 3-1-2 ヒアリング調査結果

#### 1)海外の環境ラベル、海外産品の取扱い

国内の GPP で環境ラベルを参照する場合、政府調達協定 第4条 第1・2項「無差別待遇」、 及び第5項「原産地に関する規則」への整合を考えるうえで、海外の環境ラベルをどう受け入れ ていくかという課題がある。

3-1-1項でインタビューを行った 3 カ国・地域において、海外の環境ラベルを受け入れているのは、台湾と EU である。EU については、令和 2 年度の同調査で報告したとおり、公共調達指令(2014/24/EU)の第 43 条に設定されている要件を満たす環境ラベルについては、海外の環境ラベルであっても指し示すことは可能となっている。その要件とは、客観的に検証可能でかつ非差別的な基準であること、制度の透明性やアクセス性が担保されていること、第三者機関によって運営されていことなどといった内容が設定されており、令和 2 年度に欧州委員会(European Commission: EC)にインタビュー調査を行ったところ、ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベルを想定して作成したとの発言があった。

台湾は 2020 年に海外環境ラベル認証製品の調達を加点調達品目として設定し、海外環境ラベルの受け入れを開始した。その運用方法は、具体的な品目を特定しているわけではなく、実質的に台湾グリーンマーク認証製品を調達しなければならないとする特定調達品目以外の調達品目について、海外環境ラベル認証製品を調達すれば加点対象に組み込むことができるという建付けとなっている。その対象となる海外環境ラベルはリスト化されており、GEN 加盟のタイプ I 環境ラベルのほか、FSC、PEFC、エネルギースターラベルなどが選定されている。台湾には、この海外環境ラベル活用の背景や選定要件についてヒアリングを行った。

海外環境ラベル認証製品を調達対象とした背景は、環境配慮型製品の適用範囲の拡大を EPA が目指しており、台湾グリーンマークをはじめとする台湾の環境ラベル制度がカバーできていないより幅広い環境配慮型製品を調達するために、海外のタイプ I 環境ラベルなどが採用されたと回答している。次に、その対象となる海外環境ラベルの選定要件については、EPA によって定められた方針に基づき選定されたと回答し、タイプ I 環境ラベルが選定された主な理由は台湾グリーンマークが GEN 加盟環境ラベルであったことが大きいと述べている。また、台湾グリーンマーク基準が FSC や PEFC、エネルギースターの基準要件を参考にしていたことも、それらが採用された理由であるという。

一方、韓国からは環境ラベル運営機関としての意見であるとの前置きがあったものの、韓国では韓国環境ラベルなどの認証製品以外にも、政府が指定/認める技術革新製品も GPP の対象とし、公共調達に必要な環境配慮型製品の十分な供給量が確保できていることから、海外の環境ラベル製品を韓国 GPP の対象とすることは困難ではないかとの意見があった。

#### 2) 定量評価の環境ラベルの取扱い

2015年にパリ協定が採択され、各国が $CO_2$ 削減についての責任を負うなか、多くの国がカーボンニュートラルを目標に掲げ、 $CO_2$ 削減に向けた多様な政策を展開している。政府は率先して

アクションを起こし、社会をけん引することが求められ、政府機関等の巨大な購買力を活用して 経済のグリーン化への転換を図る GPP においても、その取組を加速させていく必要がある。

そのような背景のもと、実質的に法律で指定した環境ラベルを用いて GPP を実施している韓国では、2020年に新しい指定環境ラベルとして「低炭素認証ラベル」を追加した。韓国の GPP制度は、日本と同じく GPP に特化した法律「環境配慮型商品の購入促進法」を 2005年に制定し、調達対象である環境配慮型製品を、タイプ I 環境ラベルである「韓国環境ラベル」と「グッドリサイクルマーク」の認証製品であると規定し、15年以上にわたり運用してきた。そこで、新しく追加された「低炭素認証ラベル」を運営する韓国環境産業技術院(KEITI)に対して、対象となった背景や狙いについて把握するヒアリングを行った。

低炭素認証ラベルが GPP の対象ラベルとして追加された理由は主に2つあると回答された。一つ目は、環境配慮型製品は「エネルギーや資源の投入、温室効果ガスや汚染物質の発生を最小限に抑えた製品」であると環境配慮型商品の購入促進法によって定義されており、カーボンフットプリント(CFP)ラベル等の低炭素認証ラベル製品がその定義に該当するためであると述べた。二つ目は、ライフサイクルを通じた環境影響を定量評価する EPD(環境製品宣言)や CFP ラベル認証数が以前に比べ増加したことや、より幅広い環境配慮型製品を公的機関が調達することを目指し、新たに追加されたのではないかと回答した。

#### 3) 公共調達における環境要件の設定義務化

GPPを確実に実施し、政策としての実効性をより高めるための方策として、環境要件の設定義務化は有効な方策の一つと考えられる。その中で、EC は 2022 年 3 月に循環型経済の実現を目指すサーキュラー・エコノミー・アクションプランのもと、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案(ESPR)」や「持続可能な循環型繊維製品戦略」を公表し、一部の品目において公共調達における環境要件の設定義務化の方針を打ち出した。公共調達の技術仕様に環境要件を組み込むことは、過年度の本調査において実施した世界各国の担当者及び国内有識者とのヒアリングにおいて、WTO 政府調達協定(GPA)に抵触しないとの見解が得られ、非差別で貿易制限的な要件でなければ、環境要件の設定義務化についても特段問題が発生するとは考えづらい。一方で、設定義務化を課している国は一部に限られ、巨大な経済圏を有する EU が設定義務化を実施することはインパクトが大きく、我が国の GPP 政策のより包括的な発展を見据えて、本件に関する EC の見解を確認しておくことは非常に有益である。

EC の担当者からは、提案されている公共調達の必須基準化の採用は、一般的な公共調達の法的枠組みに定められた規則と原則に従ったものであり、公共調達で用いられる基準が対象契約との関連性を有し、客観的に検証可能で非差別的であれば、WTO 上問題になるとは考えられないとの見解が得られた。

### 3-1-3 日本のグリーン購入法における環境ラベルのさらなる活用に向けて

#### 1) 海外環境ラベルの受け入れ ~タイプ I 環境ラベルの活用~

WTO の基本原則である「無差別」、「自由化」の観点から、公共調達において活用し得る環境ラベルは差別的ではないこと、必要以上に貿易制限的でないことが求められる。公共調達で環境ラベルを活用する際、国内の環境ラベルに限定してしまうと不必要な貿易制限と捉えられる可能性があり、注意が必要である。海外環境ラベルを GPP に活用することは、この懸念を払しょくすると同時により幅広い環境配慮型製品を海外からも確保できる利点があるものの、GPP に活用する環境ラベルとして適切であるかを判断するうえで、海外環境ラベル制度そのものの信頼性や海外産品の品質に対する不安など危惧する点も多い。

過年度調査では、GPP における積極的な環境ラベルの活用を推奨している EC は、WTO の基本原則を網羅した活用可能な環境ラベルの要件を公共調達指令にて指し示しており、その要件は ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベル制度を想定して策定したものであるとの発言が EC 当局者から得られたと報告している。さらに EC では、消費者がより信頼性の高い環境ラベルから製品を選択できるよう、事業者が製品に表示できる環境ラベルは第三者認証であること、または公的機関から認証を受けたラベルであることといった要件の法制化も検討されている。本年度に調査を行い、2020 年から海外環境ラベルの受け入れを開始した台湾では、EPA が対象とする海外環境ラベルの方針を策定し、主に GEN 加盟のタイプ I 環境ラベルが対象となっている。これは、台湾の GPP 制度では台湾の GEN 加盟タイプ I 環境ラベル制度であるグリーンマークを法律で実質的に指し示していることを根拠としている。

GPP 制度のより公平な運用のためにも、参照できる環境ラベルを選定する判断基準(ガイドライン等)や手続き等についても明確にしておくことが望ましい。特に EU の事例は大いに参考になるものであり、タイプ I 環境ラベルの根拠規格としている ISO14024 は、客観的に検証可能で、非差別的であること、第三者認証であることなどを要求事項としており、WTO の基本原則をカバーしている。 さらに、タイプ I 環境ラベルが各国の GPP 制度で活用されている現状を鑑みると、国際整合性の観点からもタイプ I 環境ラベルを想定した選定の判断基準を設定することが望ましいと考えられる。

#### 2) 定量評価環境ラベルの活用

令和5年2月に閣議決定されたグリーン購入法の基本方針に、サプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、物品等の定量的環境情報の適切な算定・開示に関する記述が追記された。加えて、令和4年5月に経済産業省が公表した「グリーンエネルギー戦略 中間整理」では、製品排出量等の表示ルールの策定などにより、脱炭素・低炭素製品が選定されるような市場を創出していくこととしており、環境省・経済産業省においては「カーボンフットプリントガイドライン(CFP ガイドライン)」を策定し、その活用を後押ししている。

パリ協定を契機とする世界の潮流を鑑みれば、日本としてもカーボンニュートラルに向けた取組を加速させることは急務であり、定量的環境情報の活用を GPP に盛り込む意義は大きい。特

に、既存のグリーン調達を強化し、地球温暖化防止に向けた先進的な取組として内外に発信した い組織にとっては、非常に有効な手段となる。

一方、カーボンフットプリント等の定量評価については、その算定・開示に相応の費用と知見が必要となり、経営規模の小さい中小企業にとっては取り組むハードルが高い。加えて、定量評価された環境情報の判断は、原則、調達者に委ねられるため、必ずしも環境の専門家ではない調達担当者がその効果を正しく判断するためには課題が多い。

以上を踏まえると、定量的環境情報を示すラベルの積極的な活用を図る方針のもと、調達者や 社会全体の認識を高めることに主眼に置き、判断の基準の配慮事項もしくはより高い環境性能に 基づく基準(基準値1)として設定するという日本のグリーン購入法の運用は、非常に効果的であ ると考えられる。

#### 3) グリーン購入法における今後の展開

本調査結果も踏まえ、令和4年度のグリーン購入法の基本方針では、グリーン購入の裾野を拡大するため、環境物品等の選択容易性の向上を狙いとして、「文具類」「制服・作業服」「清掃」の3分野88品目の判断の基準に「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が併記され、合計9分野106品目に併記されるに至った。引き続き、令和5年度以降も判断の基準とエコマーク基準とが完全に整合しており、製品の供給状況等に問題がないこと等が確認された特定調達品目から順次、「判断の基準」への追加を拡大していくことが望まれ、例えば「紙類」、プロジェクタやコピー機、プリンタなどの「画像機器等」、オフィス機器等の「シュレッダー」なども有力な候補として挙げられる。

グリーン購入法に基づく調達実務においては、国・自治体の調達担当者が「判断の基準」への 適合/不適合を確認する必要があり、その判断の易化や効率化の手法として環境ラベルが有効な ツールとして位置付けられている。今後、市場のグローバル化や国内供給量の低下による供給先 の確保などの観点から海外産品を調達する機会も増える可能性があるなか、「エコマーク認定基 準または同等の基準を満たすこと」に関して、納入される物品等の仕様書に「海外環境ラベルの 認証取得」が申告されていた場合、判断に迷ってしまうことも想定される。この場合は第一に、 エコマーク認定基準と、該当する海外環境ラベルの基準が整合しているかを確認する必要がある が、調達担当者が海外環境ラベルの詳細を把握し、エコマーク認定基準との同等性を判断するこ とは難しく、現実的ではない。

「エコマーク認定基準または同等の基準を満たすこと」の要件は、エコマーク認定基準がグリーン購入法の「判断の基準」よりも同等以上の基準であることを前提としているため、この確認を疎かにすることはできない。そこで、エコマーク認定基準と、主要な海外タイプ I 環境ラベルの基準の整合調査を行い、それらの情報を分かり易くまとめた情報源を整備することも有効と考えられる。また、認定基準の整合性だけでなく、その海外環境ラベルが適切な認証プロセスを持たない場合、実際には基準を満足しない製品を認証してしまっている可能性も考えられるため、環境ラベル制度の信頼性調査の実施も有効な手段であるが、これも調達担当者もしくは一機関が実施することは困難である。国民の税金が原資である公共調達においては、正しく仕様が守ら

れ、公平な調達手続きによる競争がなされることが重要である。このため、該当する海外環境ラベルの信頼性を考慮する仕組みを国等が整備することが望ましい。この課題の解決には、過年度までの調査でも報告されているように、同等の基準として参照できる海外環境ラベルの要件をガイドライン等にまとめることが有効と考えられる。